

社会福祉法人山形市社会福祉協議会評議員及び役員等の報酬並びに費用弁償支給規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人山形市社会福祉協議会（以下、「本会」という。）の定款第10条及び第25条の規定に基づき、評議員の費用弁償並びに役員等の報酬及び費用弁償の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(評議員の費用弁償)

第2条 評議員が、その職務のため評議員会に出席したときは、別表1により費用弁償を支給する。

(役員等)

第3条 この規程において、役員等とは、理事、監事及び顧問をいう。

(報酬の支給)

第4条 次に掲げる役員には職務執行の対価として報酬を支給する。

(1) 会長

(2) 常務理事

2 会長及び常務理事以外の役員等には、報酬は支給しない。

3 所轄庁の常勤特別職の職員又は一般職の職員を兼務する会長及び常務理事には、報酬は支給しない。

(報酬の額及び費用弁償)

第5条 会長及び常務理事に対する報酬の額及び支給の基準は、別表2に定めるとおりとする。

2 会長及び常務理事以外の役員等が、その職務のため本会理事会、監事会及びその他会議に出席したときは、別表1により費用弁償を支給する。ただし、本会事務局職員を兼務する役員等及び所轄庁の職員である役員等には費用弁償は支給しない。

3 役員等が職務のため出張したときは、別表3に定める旅費を支給する。

(報酬の支給方法)

第6条 会長及び常務理事に対する報酬の支給時期は、事務局職員の給与等の支給時期に合わせ支給するものとする。

2 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

3 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには当該申し出のあった金額を控除して支給する。

(公表)

第7条 本会はこの規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行うものとする。

附 則

この規程は、令和3年6月29日から施行する。

別表1

費用弁償の額	
山形市内在住	山形市外在住
日額4,000円	日額6,000円

別表2

		年総額(上限金額)	支給の基準	
会長	常勤	500万円以内	月30万円	期末手当、寒冷地手当、扶養手当、通勤手当
	非常勤	350万円以内	月20万円	
常務理事	常勤	400万円以内	月23万円	

備考：期末手当、寒冷地手当、扶養手当、通勤手当の支給条件は、事務局職員給与規程の例による。

別表3

車賃(1kmにつき)	鉄道賃、船賃、航空賃	日当(一日につき)	宿泊料(一夜につき)
37円	職員の旅費に関する規程の例による	2,200円	10,900円